

企 画 提 案 説 明 書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染拡大を機に、森林は3密を回避でき、樹木が揮発する物質にストレス軽減効果があることに着目し、森林を活用したワーケーションの取組を広げることにより、都市部から山村地域に人を呼び込む好機となっている。

このため、森林を活用したワーケーションの推進に向けて、森林体験プログラムの開発や、森林活用型ワーケーション※が実施可能なフィールドに関する情報等、企業に向けた普及PR、受入体制の構築に係るノウハウ等を道内市町村に向けて情報発信することにより、山村振興や協働による森林づくりへの道民理解促進を図る。

※森林での活動を楽しみながら余暇を過ごすとともに、温もりのある木製品を取り入れたワークスペースで働くワーケーション

2 業務概要

(1) 業務名

令和3年度 森林活用型ワーケーション推進事業委託業務

(2) 業務内容

内容の詳細は、別添「企画提案指示書」を参照のこと。

(3) 履行期限

令和4年（2022年）3月18日（金）

(4) 発注者

北海道

3 企画提案書の提出に要求する資格

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納しているものでないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

- (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員とし、このプロポーザルに参加する者ではないこと。

4 手続き等

業務の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する申請者には、企画提案書の提出を要請する。

(1) 担当部課（提出・問合せ先）

北海道水産林務部森林環境局森林活用課活用調整係

〒060-8588

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 10 階

011-204-5514（直通） FAX：011-232-4142

(2) 説明会の開催

開催日時 令和 3 年（2021 年）5 月 19 日（水） 午前 10 時 00 分～（1 時間程度）

開催方法 **Zoom によるオンライン開催とする**

内 容 参加表明書・企画提案書作成に当たっての事前説明

参加申込 **参加を希望する場合は、件名を「令和 3 年度 森林活用型ワーケーション推進事業委託業務説明会参加申込」とし、事業者名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載した電子メールを令和 3 年（2021 年）5 月 18 日（火）15 時までに下記アドレスへ送付することとする。**

なお、当日の説明会開始前に、申込に記載があったメールアドレス宛に Zoom での参加に必要な URL を通知する。

送付先メールアドレス：suirin.katsuyo2@pref.hokkaido.lg.jp

そ の 他 当説明会に参加しなくても参加表明書の提出は可能。

(3) 参加表明書

提出期限 令和 3 年（2021 年）5 月 24 日（月） 午後 5 時

提出場所 上記（1）に同じ

提出方法 持参または郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

なお、持参の場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで。

(4) 企画提案書

提出期限 令和 3 年（2021 年）6 月 7 日（月） 午後 5 時

提出場所 上記（1）に同じ

提出方法 上記（3）に同じ

(5) 無効となる参加表明書または企画提案書

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(6) 企画提案書の提出を要請する参加者等への通知（郵送）

提出された参加表明書の内容を審査し、資格要件を満たしている者には企画提案書の提出要請を通知する。また、資格要件を満たしていない者には、その旨を通知する。

(7) 企画提案を採用する者等への通知（郵送）

提出された企画提案書の内容を審査・評価し、選定について審査の上、採用された者及び採用されなかった者にその旨を通知する。

5 受託者の決定方法

企画提案者から提案内容を聴取した上で、最も優れた企画提案を選定するため、「令和3年度 森林活用型ワーケーション推進事業委託業務」プロポーザル審査委員会を設置し、6に掲げる評価項目について審査・評価を行い、指名選考委員会で選定について審査のうえ、受託者を決定する。

なお、企画提案者が多数の場合、事前に企画提案書の書面による予備審査を行うことがある。

6 評価項目

企画提案書の審査・評価は、以下の事項について行う。

(1) 業務遂行体制

ア 業務実施に係る人員配置・執行体制・実施計画が妥当であるか。

(2) 業務遂行能力

ア 本業務に類似する過去5年間の業務実績並びに業務遂行能力を有しているか。

(3) 企画提案の内容

ア 検討会議の開催方法等について、適切な内容が提案されているか。

イ 利用者向けガイドブックについて、魅力が十分に伝わる内容で、かつ普及PRに効果的な手法が提案されているか。

ウ 市町村向け導入手引きについて、事例や導入のノウハウ等、市町村が参考となる内容で提案されているか。

エ PR映像について、制限された時間のなかで、魅力が十分に伝わる内容が提案されているか。

7 企画提案書の作成上の留意事項

別添「企画提案指示書」を参照のこと。

8 委託業務

原則として、道は、審査委員会で選定された企画提案者に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼する。

ただし、上記いずれの時点においても失格要件が判明した場合は、審査委員会で審査のうえ、失格とする。

失格要件は次のとおり。

(1) 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合

(2) その他、事業を遂行できない重大な事由が発生した場合

9 契約書及び業務処理要領

見積書の金額が、道で定める予定価格の範囲内であった場合、別途、提示する。

10 契約手続き

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付することとする。

契約保証金の納付の免除、給付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則第171条の定めるところによる。

11 その他

- (1) 企画提案書提出要請の通知受理後にプロポーザルの不参加を決めた場合は、その旨連絡すること。
- (2) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (3) 提出された参加表明書は企画提案参加事業者の選定以外に、また、企画提案書は選定以外に、提出者に無断で使用しない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として北海道と受託者が協議して決定する。